

総合評価落札方式ガイドライン

宇佐市総務部行財政経営課

令和2年7月

目 次

はじめに

I：総合評価落札方式とは

1. 総合評価落札方式の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

II：本市の総合評価落札方式の概要

1. 適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
2. 総合評価落札方式の型式・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
3. 技術的要素の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
4. 落札者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
5. 総合評価落札方式の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

III：技術評価項目

1. 土木一式工事の技術評価項目と配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
2. 建築一式工事の技術評価項目と配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
3. 技術評価項目の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

IV：自己採点方式

1. 自己採点方式の導入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

V：その他

1. 技術資料の虚偽記載等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16
2. 提案項目の履行義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16
3. 提案項目不履行時のペナルティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16
4. 総合評価落札方式による一般競争入札に関わる事項の公表・・・・・・・・・・P16
5. 応札者への評価内容の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16

VI：資料編

1. 自己採点表・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
2. 「現場代理人としての施工経験、
工事成績が評価対象となるための資格一覧表」・・・・・・・・P19

総合評価落札方式 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21

<はじめに>

公共工事の減少等を背景に、過度な低価格競争による公共工事の品質低下が懸念される事態を是正するために、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされています。

また、この品確法に基づいて同年 8 月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」では、「発注者が事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。」と示されました。その後、平成 26 年 6 月に品確法が、将来にわたる公共工事の品質確保および地域における担い手の育成・確保等が盛り込まれ、一部改正をおこなったものです。

これらを踏まえて、宇佐市では、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項による、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる。」と規定された総合評価落札方式を平成 19 年 11 月から試行してきました。

このガイドラインは、宇佐市の総合評価落札方式について理解してもらうため、総合評価落札方式に関する内容や技術資料作成にあたっての留意点など取りまとめたものですが、あくまで標準的なものを記載していますので、詳細については入札案件の公告文や技術資料の作成方法等で確認してください。

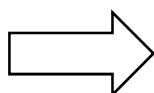
I：総合評価落札方式とは

1. 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、価格に加えて価格以外の要素である技術力等（技術的要素）を総合的に評価する落札方式です。価格と技術的要素の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことを目的とします。

<従来方式>

価 格



<総合評価落札方式>

価 格 & 技術的要素

技術的要素 とは

●企業の技術力として

- ・施工上の工夫等に係る優れた技術提案、適切で確実な施工を行うための施工計画
- ・同種工事の施工実績や工事成績評定点、優良建設工事表彰の有無など
- ・配置予定技術者の施工経験、工事成績評定点、保有する資格、安全衛生教育の取り組み状況など

●企業の地域・社会貢献として

- ・災害時の活動体制、労働安全衛生の取り組み状況の実績など

2. 期待される効果

総合評価落札方式を実施することにより、次のような効果が期待されます。

- ・施工計画等の評価が落札要件となることから品質向上が図れる。
- ・成績評定が評価されることから、企業が良質な施工管理に努めるようになり、ひいては宇佐市の発注する工事全般で良質なものができるようになる。
- ・くじ引きによる落札者決定案件が減少する。
- ・価格に技術的要素を加味することで談合防止に効果がある。
- ・災害時における地域防災を支える建設業の育成・確保が図れる。

II：宇佐市の総合評価落札方式の概要

1. 適用基準

宇佐市総合評価落札方式運用基準は工事種別ごとに次の表を基本とします。
当該工事の現場条件や作業条件などを含めて総合的に勘案して執行します。

土木一式工事	技術的工夫を要する工事で、予定価格が4,000万円以上のもの
建築一式工事	技術的工夫を要する工事で、予定価格が6,000万円以上のもの

2. 総合評価落札方式の型式

当該工事の規模や難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、次の中から選択します。

簡易型	技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事を対象とします。 提案項目においては、課題に対する施工上の工夫等に係る優れた「技術提案」を求めます。 企業評価項目においては、当該年度契約状況を除いた項目を対象とします。
特別簡易型	技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事を対象とします。 提案項目は対象外とします。 企業評価項目においては、当該年度契約状況を除いた項目を対象とします。

3. 技術的要素の評価

総合評価落札方式における技術的要素については、次のように分類し、それぞれに係る評価項目を宇佐市が案件ごとに選択して評価します。

提案項目	技術提案 (簡易型のみ)	工事における品質、安全、工程の各種管理や施工上配慮すべき事項・環境への配慮などについて、施工上の工夫等に係る優れた「技術提案」を求めます。
企業評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の施工能力 ●技術者の能力 ●地域・社会貢献 	<p>同種工事の施工実績、工事成績評定点など</p> <p>施工経験、工事成績評定点、保有する資格、安全衛生教育の取り組みなど</p> <p>災害時の活動体制、労働安全衛生や環境負荷に対する取り組みなど</p>

4. 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定

宇佐市の総合評価落札方式は、除算方式と呼ばれる方式を採用し次の算式により評価値を算出します。

評価値の最も高い者を落札候補者とします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点+加算点+施工体制評価点）}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

評価値の算出にあたっては次の事項を適用します。

- 標準点は100点として入札参加資格の要件を満たす者全員に配点します。
- 入札価格は消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- 加算点は技術的要素の評価により、型式、工事種別に応じて次のとおり加算します。

	土木一式工事	建築一式工事
簡易型	15.0～20.0点	15.0～20.0点
特別簡易型	10.0点	10.0点

- 施工体制評価点は13点とし、品質確保の実効性と施工体制確保の実効性を評価した値で、低入札価格調査基準価格以上の応札者に13点を加点する。
- 評価値は小数点第5位までとします。(小数点第6位を四捨五入)
- 技術資料の内容が欠格要件に該当する場合は無効とし、評価を行いません。
- 配置予定技術者を配置することができなくなった場合は無効とし、評価を行いません。
- 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

(2) 落札者の決定

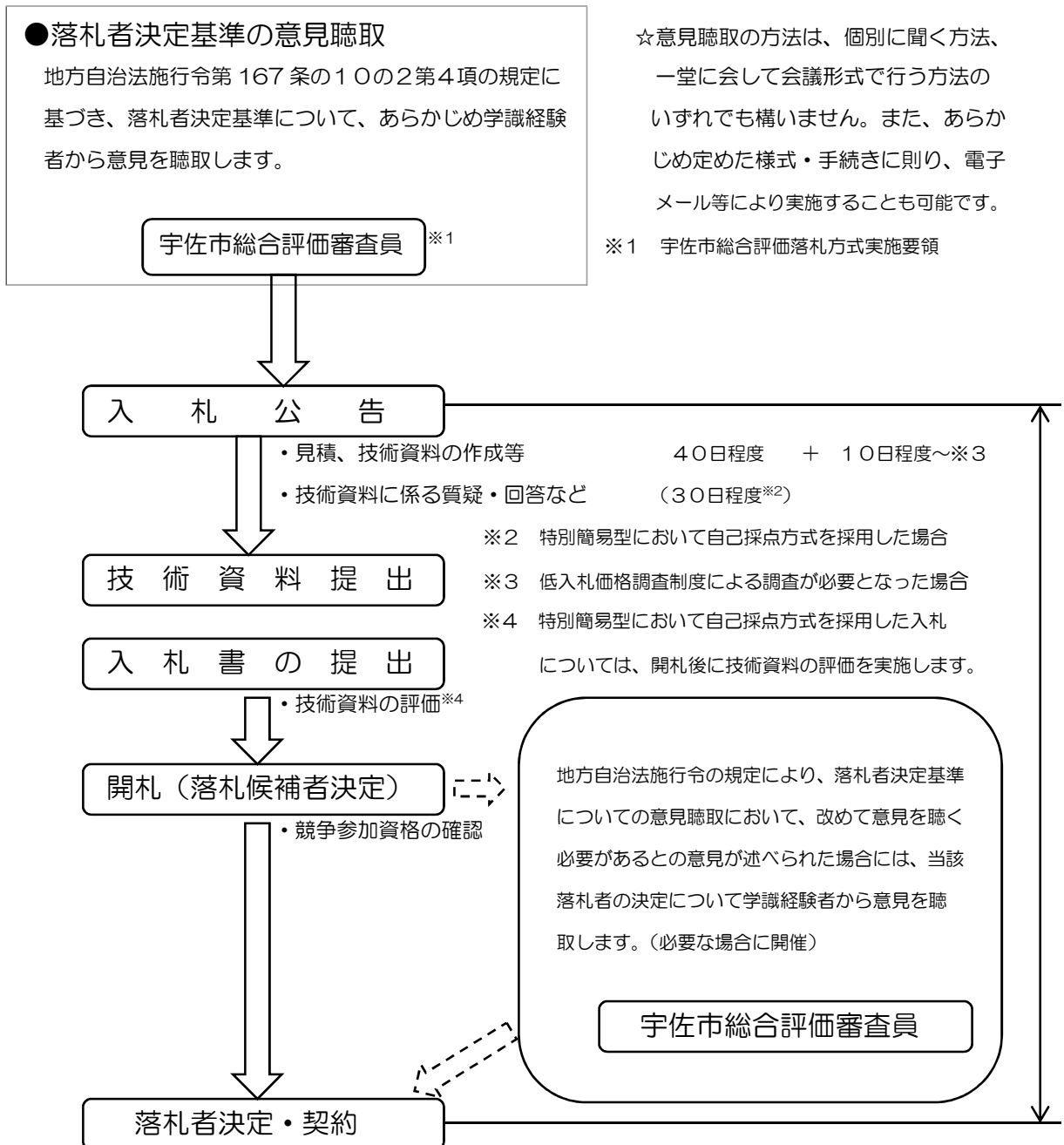
落札候補者が競争参加資格を有することを確認し、落札者として決定します。

5. 総合評価落札方式の手続き

総合評価落札方式の契約手続きは、通常の契約手続き（一般競争入札）に加え、入札参加者の技術資料を評価する期間が必要となります。

また、入札参加者においても、技術提案書の作成、提出が必要となります。

総合評価落札方式による契約手続きフローは次のとおりです。



Ⅲ：技術評価項目

1. 土木一式工事の技術評価項目と配点

各型式技術評価項目及び配点は本表を標準とする。

		評価項目	評価基準	簡易型	特別簡易型	
提案項目	技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理 工程管理 品質管理 環境への配慮や対策等 施工上配慮すべき事項 上記から1～2項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての技術提案が優れていれば評価する。(評価した提案ひとつにつき1点を加点する。)	5.0	—	
				4.0	—	
3.0	—					
2.0	—					
1.0	—					
0.0	—					
小計(1項目5点×1～2項目)		()は、1項目を選定した場合の点数。		10.0(5.0)	—	
企業評価項目	企業の施工能力	同種工事の施工実績	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0	1.0	
			宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6	0.6	
			上記以外	0.0	0.0	
		過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.7	1.7	
			77.5点以上 80点未満	1.4	1.4	
			75点以上 77.5点未満	1.1	1.1	
			72.5点以上 75点未満	0.8	0.8	
			70点以上 72.5点未満	0.5	0.5	
			未受注及び70点未満	0.0	0.0	
		品質管理に対する取り組み	ISO9001認証取得あり	0.5	0.5	
	なし		0.0	0.0		
	過去5年度の宇佐市優良建設工事等表彰の有無	表彰あり	0.6	0.6		
		なし	0.0	0.0		
	指名停止の有無(減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間にない	0.0	0.0		
		指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間にある	-0.5	-0.5		
	小計				3.8	3.8
	配置予定技術者の能力	過去一定期間内の主任(監理)技術者又は現場代理人としての同種工事の施工経験の有無	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0	1.0	
			宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6	0.6	
			上記以外	0.0	0.0	
		過去5年度の工事成績評定点の最高点(現場代理人も評価対象)	80点以上	1.7	1.7	
			77.5点以上 80点未満	1.2	1.2	
			75点以上 77.5点未満	0.7	0.7	
			上記以外	0.0	0.0	
		主任(監理)技術者の保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上	0.7	0.7	
			該当する資格の保有期間が5年未満	0.5	0.5	
			上記以外	0.0	0.0	
		保有資格の継続教育(CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.5	0.5	
			上記以外	0.0	0.0	
安全衛生教育の取り組み状況			0.6	0.6		
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している	0.6	0.6			
	職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している	0.4	0.4			
	上記以外	0.0	0.0			
小計				4.5	4.5	
地域・社会貢献	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.5	0.5		
		なし	0.0	0.0		
	労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	0.5	0.5		
		上記以外	0.0	0.0		
	環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.4	0.4		
		エコアクション21の認証取得あり	0.3	0.3		
	その他活動の実績の有無	実績あり	0.3	0.3		
なし		0.0	0.0			
小計				1.7	1.7	
加算点合計		()は、1項目を選定した場合の点数。		20.0(15.0)	10.0	

※個別の案件に係る最終的な評価項目・配点は宇佐市総合評価落札方式技術検討委員会での審議を経て決定します。

2. 建築一式工事の技術評価項目と配点

各型式技術評価項目及び配点は本表を標準とする。

評価項目		評価基準	簡易型	特別簡易型	
提案項目	技術提案 ・安全管理 ・工程管理 ・品質管理 ・環境への配慮や対策等 ・施工上配慮すべき事項 上記から1～2項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての技術提案が優れていれば評価する。(評価した提案ひとつにつき1点を加点する。)	5.0	—	
			4.0	—	
			3.0	—	
			2.0	—	
			1.0	—	
			0.0	—	
小計(1項目5点×1～2項目)		()は、1項目を選定した場合の点数。	10.0(5.0)	—	
企業評価項目	企業の施工能力	同種工事の施工実績	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0	1.0
			宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6	0.6
			上記以外	0.0	0.0
		過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.7	1.7
			77.5点以上 80点未満	1.4	1.4
			75点以上 77.5点未満	1.1	1.1
			72.5点以上 75点未満	0.8	0.8
			70点以上 72.5点未満	0.5	0.5
			未受注及び70点未満	0.0	0.0
		品質管理に対する取り組み	ISO9001認証取得あり	0.5	0.5
			なし	0.0	0.0
		過去5年度の宇佐市優良建設工事等表彰の有無	表彰あり	0.6	0.6
	なし		0.0	0.0	
	指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間にない	0.0	0.0	
		指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間にある	-0.5	-0.5	
	小計			3.8	3.8
	配置予定技術者の能力	過去一定期間内の主任(監理)技術者又は現場代理人としての同種工事の施工経験の有無	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0	1.0
			宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6	0.6
			上記以外	0.0	0.0
		過去5年度の工事成績評定点の最高点(現場代理人も評価対象)	80点以上	1.7	1.7
			77.5点以上 80点未満	1.2	1.2
			75点以上 77.5点未満	0.7	0.7
			上記以外	0.0	0.0
		主任(監理)技術者の保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上	0.7	0.7
			該当する資格の保有期間が5年未満	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
		保有資格の継続教育(CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.5	0.5
上記以外			0.0	0.0	
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している	0.6	0.6		
	職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している	0.4	0.4		
	上記以外	0.0	0.0		
小計			4.5	4.5	
地域・社会貢献	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.5	0.5	
		なし	0.0	0.0	
	労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	0.5	0.5	
		上記以外	0.0	0.0	
	環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.4	0.4	
		エコアクション21の認証取得あり	0.3	0.3	
	その他活動の実績の有無	実績あり	0.3	0.3	
なし		0.0	0.0		
小計			1.7	1.7	
加算点合計		()は、1項目を選定した場合の点数。	20.0(15.0)	10.0	

※個別の案件に係る最終的な評価項目・配点は宇佐市総合評価落札方式技術検討委員会での審議を経て決定します。

3. 技術評価項目の留意点【簡易型に限る】

ここでは、技術評価項目についての説明や留意事項等を記載しますが、評価基準、配点などの諸条件は発注案件により変更する場合がありますので、詳細については、工事ごとに入札公告文の「技術資料の作成方法等」を確認してください。

＜提案項目＞

- ・簡易型が対象で、現場条件や作業条件等を踏まえて設定する課題について、施工上の工夫等に係る優れた技術提案または適切で確実な施工を行うための施工計画を求めることにより、適正な施工管理や周辺住民への影響の低減、工事の品質向上を図ります。
- ・下表の5つの評価項目の中から1～2項目を選定し、それぞれに課題を設定します。
- ・簡易型は、ひとつの評価項目の課題に対して5個までの提案をすることができます。
- ・簡易型は、評価された提案ひとつにつき1点を加点します。

評価項目	内容	配点
安全管理	安全管理・対策に関する手法、所見	簡易型 5点または10点 (5点×1～2項目)
工程管理	適切な工程管理のための手法、所見	
品質管理	品質向上を図るための手法、所見	
環境への配慮や対策等	騒音、粉塵対策などの手法、所見	
施工上配慮すべき事項等	施工上想定される課題等に対する手法、所見	

技術提案および施工計画に関する作成要領及び留意事項

●作成要領

- ・設計条件や現場条件等を考慮し、指示される着目点を踏まえた技術提案を記載してください。
- ・提案内容は、履行の確認ができるものとし、具体的に記載してください。
- ・設計図書、共通仕様書、特記仕様書等に記載されているものは評価の対象となりません。

●留意事項

- ・未提出（未記入を含む）の場合は、入札を無効として取り扱います。
- ・評価に当たっては、履行の確実性を考慮しますので「～するよう努力する。」「必要に応じ～する。」などの抽象的な表現は評価しない場合があります。具体的な方法や目標値などで示してください。
- ・品質管理に対する提案は品質向上を図るための手法や所見を求めることから、過剰な性能を有する資材を使用するなどのオーバースペックと判断される提案は評価しません。

<企業評価項目>

- ・企業評価項目として、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域・社会貢献」において入札参加者の技術的能力や地域との結びつきを評価し、工事の品質向上を図ります。

企業の評価項目は次の3つに区分しています。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ① 「企業の施工能力」 | 同種工事の施工実績や工事成績評定点の平均値を求める |
| ② 「配置予定技術者の能力」 | 同種工事の施工経験や工事成績評定点を求める |
| ③ 「地域・社会貢献」 | 災害時の活動体制などを求める |

① 企業の施工能力

○ 同種工事の施工実績の有無

過去一定期間内に同種工事の施工実績のある者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
同種工事の施工実績の有無	過去一定期間内の同種工事の施工実績の有無などにより3段階評価	1. 0点

- ・過去一定期間については個別の案件ごとに設定します。
- ・個別の案件によっては、求める同種工事に最終の契約額や工種を設定する場合があります。
- ・土木一式工事における、同種工事の取り扱いは原則として次のとおりとします。

求める同種工事	施工内容
下水道工事	下水道本管（公共下水道、農業集落排水）の新規埋設（開削・推進工法）
道路改良工事	道路（都市計画道路の街路等を含む）の新設・拡幅・歩道設置工事等
電線共同溝工事	電線共同溝、C.Cボックスの新規設置工事
舗装工事	道路、駐車場等の舗装新設、打ち替え・オーバーレイ工事
河川工事	河川の築堤・護岸・樋門・水門工事
造園工事	公園、広場などの植栽・築山・特殊舗装（平板敷設、土舗装等）工事
橋梁修繕工事	橋梁（上部工又は下部工）の新設、拡幅、補修、補強工事

複数の工種を同時施工している場合は、上表の「施工内容」に該当すれば評価します。

ただし、次のような場合は該当しないものとします。

- （1）他の工事に伴う、既存の下水道施設、電線共同溝施設などの復旧工事。
 - （2）他の工事に伴う、既存の舗装の原形復旧工事。
- ・建築一式工事における、同種工事の扱いは公告文で確認してください。
 - ・特殊な土木一式工事においては、別途定める場合がありますので公告文で確認してください。
 - ・同種工事の実績を証明するものとして契約書の写し及び施工内容・規模等が判断できる書類（設計図書のうち、施工内容・規模等が記載されている箇所の写し等）を添付してください。ただし、CORINSの工事実績データで施工内容・規模等が確認できる場合はCORINSの工事実績データを提出することができます。
 - ・CORINSの工事実績データまたは添付資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合は、実績はないものとみなします。
 - ・工事名称だけでは評価できませんので必ず工事内容が確認できる資料を添付してください。

○ 工事成績評定点の平均値

過去3年度の宇佐市発注の工事での工事成績評定点の平均値が高い者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
工事成績評定点の平均値	同業種の過去3年度の工事成績評定点の平均値で6段階評価	1.7点

- 宇佐市工事成績評定要綱（平成21年宇佐市要綱第13号）第4条の規定による評定点が対象となります。
- 当該年度を除く過去3年度に完成検査を実施した工事の成績評定点（注）で、原則として個別の案件に該当する業種の成績評定点を対象としますが、案件によっては業種を問わない場合がありますので公告文で確認してください。
- 宇佐市水道事業発注の工事は対象外です。
- 工事成績評定通知書の写しは添付する必要はありません。
- 対象工事（該当する業種）の成績評定点を記載していない場合は最低評価とします。
- 対象工事（該当する業種）の成績評定点を記載してその平均値に誤謬があった場合や対象外工事（期間等）の評定点を記載した場合の取り扱いは次のとおりとします。
 - ア) 実際の配点区分内に収まる平均値で記載されている場合は、その平均値で評価します。
 - イ) 実際の配点区分より低い配点区分の平均値で記載されている場合は、その平均値で評価します。
 - ウ) 実際の配点区分より高い配点区分の平均値で記載されている場合は、最低評価とします。

○ 品質管理に対する取り組み

ISO9001の認証取得のある者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
品質管理に対する取り組み	ISO9001の認証取得の有無により2段階評価	0.5点

- ISO9001の認証書（登録書）の写し（公告日において有効なものに限る）の添付が必要です。
- 認証書（登録書）の写しの添付漏れや有効期限が切れている場合、取得の事実が確認できない場合は評価しません。

○ 宇佐市優良建設工事等表彰の有無

過去5年度に宇佐市優良建設工事等表彰を受けている者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
宇佐市優良建設工事等表彰の有無	宇佐市優良建設工事等表彰の有無により2段階評価	0.6点

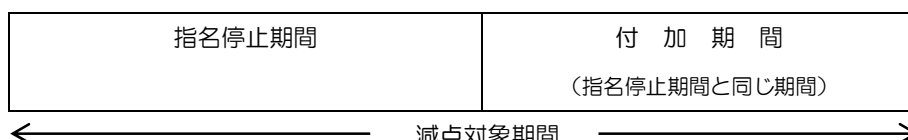
- 宇佐市優良建設工事等表彰要綱（平成23年宇佐市要綱第8号）での優良賞受賞が対象となります。
- 過去5年度に表彰されていれば対象となります。
- 対象となる表彰は原則として、個別の案件と同じ業種での表彰とします。

○ 指名停止の有無

一定期間内の指名停止の措置状況により評価を減じます。

評価項目	内容	配点
指名停止の有無	指名停止の有無により2段階評価	-0.5点

- ・開札予定日が減点対象期間にある場合は対象となります。
- ・減点対象期間とは、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止期間に付加期間を加えた期間とします。
- ・付加期間とは指名停止期間と同じ期間となります。



【指名停止措置による減点の対象事例】

	R2.4.1	開札予定日 R2.10.20
事例1 減点対象措置なし	4/10	7/9, 10/9
事例2 減点対象 (0.5点減点)	5/10	8/9, 11/9

② 配置予定技術者の能力

○ 同種工事の施工経験の有無

過去一定期間内に同種工事の施工経験のある者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
同種工事の施工経験の有無	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無などにより3段階評価	1.0点

- ・施工経験とは、元請工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人、担当技術者のいずれかで完成検査まで従事した場合とします。なお、個別の案件により最終の契約額または施工規模等を設定します。
- ・現場代理人としての施工経験は、当該業種（工種）に応じた資格を有していた場合のみを評価対象とします。（別途「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」による。）
- ・同種工事の扱いは、「①企業の施工能力○同種工事の施工実績の有無」の扱いに準じます。
- ・同種工事の経験を証明するものとして工事契約書の写し及び現場代理人、主任技術者等選任（変更）通知書の写しを添付してください。ただし、CORINSの工事実績データにより確認できる場合はCORINSの工事実績データを提出することができます。
- ・CORINSの工事実績データまたは添付資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合は、実績は無いものとみなします。
- ・工事名称だけでは評価できませんので必ず工事内容が確認できる資料を添付してください。

○ 工事成績評定点の最高点

過去5年度の宇佐市の工事成績評定点の高得点者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
工事成績評定点の最高点	過去5年度の工事成績評定点の高得点により4段階評価	1. 7点

- ・主任（監理）技術者又は現場代理人として完成検査まで従事した宇佐市発注の工事成績評定点で次のものが対象です。担当技術者の場合は評定点の対象となりません。

当該年度を除く過去5年度間に完成検査を行い工事成績評定通知を受けたもの。（注）

（注）・・当該年度の前年度末に完成通知を行い、当該年度に完成検査を受けた工事は対象とします。

- ・個別の案件に該当する同種工事の成績評定点を対象とします。
- ・従事したことを証明するものとして工事契約書の写し及び現場代理人、主任技術者等選任（変更）通知書の写しを添付してください。ただし、CORINSの工事実績データにより確認できる場合はCORINSの工事実績データを提出することができます。
- ・CORINSの工事実績データまたは添付資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合は実績が無いものとみなします。
- ・宇佐市水道事業者発注の工事は対象外です。
- ・工事成績評定通知書の写しは添付する必要はありません。
- ・現場代理人としての施工経験は、当該業種（工種）に応じた資格を有していた場合のみを評価対象とします。（別添「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」による。）

○ 保有する資格

保有する資格の種類、保有年数により優位に評価します。

評価項目	内容	配点
保有する資格	保有する資格、保有年数により3段階評価	0. 7点

- ・公告日現在を基準とします。
- ・証明書等の写しの添付が必要です。添付漏れや事実と異なる記載が判明した場合は最低評価とします。

○ 保有資格の継続教育（CPD）の取り組み状況

保有資格に対するCPD取得状況に応じて優位に評価します。

評価項目	内容	配点
保有資格の継続教育（CPD）の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数取得で2段階評価	0. 5点

- ・取得証明書の写しの添付が必要です。
- ・添付漏れや事実と異なる記載が判明した場合は評価しません。
- ・取得証明書の証明日は当該年度の4月1日以降技術資料等の提出期限までの間のものに限りします。
- ・証明期間は公告文で確認してください。
- ・設備工事においては評価対象外項目となります。

○ 全衛生教育の取り組み状況

職長・安全衛生責任者教育や現場管理者統括管理講習の受講状況に応じて優位に評価します。

評価項目	内容	配点
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育受講、現場管理者統括管理講習の有無により2段階もしくは3段階評価	0.6点 または 0.4点

- ・平成18年3月以前に「職長教育」または「職長・安全衛生責任者教育」を受講している場合は、平成18年4月以降に「職長のためのリスクアセスメント教育」を受講していれば評価します。
- ・受講修了証の写しを添付してください。
- ・受講修了証の写しの添付漏れや内容が確認できない場合、事実と異なる記載の場合は評価しません。

③ 地域・社会貢献

○ 災害時の活動体制の有無

集団災害時における活動協定等を結んでいる者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
災害時の活動体制の有無	集団災害時における活動協定等の有無で2段階評価	0.5点

- ・宇佐市と災害時における応急復旧工事についての協定書等の写し（公告日において有効な協定を交わしている場合に限る）の添付が必要です。
- ・協定の相手方が団体等の場合は当該団体の証明が必要となりますので、技術資料様式に証明をもらい、その写しを添付してください。
- ・証明日については当該年度の4月1日以降技術資料等の提出期限までの間のものを有効とします。

○ 労働安全衛生の取り組み状況

総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修の受講の有無で2段階評価	0.5点

- ・リスクアセスメント研修の受講修了証の写しを添付してください。
- ・研修受講者が当該社員であることを証明するものとして健康保険証の写しを添付してください。
- ・受講修了証の写しの添付漏れや内容が確認できない場合、事実と異なる記載の場合は評価しません。
- ・健康保険証の写しの添付漏れの場合は評価しません。

○ 環境負荷に対する取り組みの有無

ISO14001またはエコアクション21の認証取得のある者を優位に評価します。

評価項目	内容	配点
環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001またはエコアクション21の認証取得の有無により3段階評価	0.4点

- ・ 認証書（登録証）の写し（公告日において有効なものに限る）の添付が必要です。
- ・ ISO14001とエコアクション21両方を取得している場合でも配点は0.4点とします。
- ・ 認証書（登録証）の写しの添付漏れや有効期限が切れている場合、取得の事実が確認できない場合は評価しません。

○ その他活動の実績の有無

宇佐市内でボランティア活動を実施していれば優位に評価します。

評価項目	内容	配点
その他活動の実績の有無	宇佐市内における公共空間の清掃活動等の実績の有無で2段階評価	0.3点

公共空間の清掃（草刈り・清掃・修繕を含む）活動等の実績がある。

提出資料 → 技術資料様式

自主的な活動で、前年度において活動実績があれば評価します。

- ・ すべての活動を複数名で実施していなければ評価しません。
- ・ 技術資料様式の添付がない場合や記載漏れがある場合は評価しません。
- ・ 技術資料様式はすべての活動状況をカラー写真で提出してください。

IV：自己採点方式

1. 自己採点方式の導入について

- ・総合評価落札方式における落札決定までの期間短縮を図るため、宇佐市が発注する総合評価落札方式のうち、特別簡易型を選択する工事について、「自己採点方式」を導入します。
- ・「自己採点方式」とは、「自己採点表」と「入札価格」をもとに落札者を決定する方式をいう。

○ 審査及び落札者の決定について

- (1) 入札参加者から提出された「自己採点表」の技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）と「入札価格」をもとに、入札参加者全員の「仮の評価値」を算出します。
- (2) 仮の評価値算出後、入札参加者から提出された技術資料等を予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち、仮の評価値が最も高い入札参加者を、「最高評価値者」とします。
- (3) 最高評価値者の技術評価項目及び自己採点表の審査を行います。
- (4) 審査により、自己採点等に誤りがない場合、または自己採点に誤りがあった場合でも最高評価値者が入れ替わらなかった場合は、この最高評価値者が競争参加資格を有することを確認し、落札者として決定します。
- (5) 審査の結果、最高評価値者が入れ替わった場合は、順次、新たな最高評価値者の審査を行います。なお、最高評価値者が2者以上となる場合は、くじにより落札者を決定します。
- (6) 自己採点表の未提出については、入札を無効とします。

○ 自己採点表の審査について

- (1) 自己採点に誤りがあった場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

① 過大な自己採点	・・・	当該項目を0点 ^{※1} で評価します。
② 過小な自己採点	・・・	評価を修正しません。（自己採点を上限とします。）
③ 配点の上限値を超える自己採点	・・・	当該項目を0点で評価します。

次頁、「自己採点方式の審査イメージ」を参照願います。

※1 評価項目「指名停止の有無」において、過大な自己採点があった場合は、「-0.5点」で評価します。

○ 自己採点表の審査結果の通知及び自己採点表の添削申請について

- (1) 審査結果の通知は原則致しません。但し、落札者決定日から2週間以内に書面による申し出があれば、審査結果を後日通知します。
- (2) 自己採点方式では、原則として最高評価値者の提出した技術資料のみを審査します。このため、最高評価値者以外の入札参加者の自己採点表の審査は行いません。このため、自己採点表の添削を希望する場合は、落札者決定日2週間以内に書面による申し出があれば、添削結果を後日通知します。
- (3) 通知された内容について説明を求める場合は、原則、通知日から2週間以内であれば説明いたします。

自己採点表

工事名： _____

会社名： _____

自己採点（応札者）欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

	評価項目	評価基準	配点	自己採点 (応札者)	評価結果 (発注者)
企業 の 施 工 能 力	同種工事の施工実績	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0	1.0	1.0
		宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6		
		上記以外	0.0		
	過去3年度の工事成績評 定点の平均値	80点以上	1.7	1.7	発注者の審査 1.4 ↓ 0.0 最終評価
		77.5点以上80点未満	1.4		
		75点以上77.5点未満	1.1		
		72.5点以上75点未満	0.8		
		70点以上72.5点未満	0.5		
		未受発注	0.0		
	品質管理に対する取り組み	ISO9001取得あり	0.5	0.3	0.3
なし	0.0	最終評価「0点」			
過去5年度の宇佐市優良 建設工事等表彰の有無	表彰あり	0.6	0.4	0.4	
なし	0.0				
指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間にない	0.0	-0.5		
	指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間にある				
加算点小計			3.8	3.4	1.7
企業 評 価 項 目	過去一定期間内の主任 (監理)技術者又は現場代 理人としての同種工事の 施工経験の有無	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0	1.0	1.0
		宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6		
		上記以外	0.0		
	過去5年度の工事成績評 定点の最高点(現場代理 人も評価対象)	入札者の自己採点より発注者の審査の評価が高い場合、自己採点を上限とする。	1.7	1.2	発注者の審査 1.7 ↓ 1.2 最終評価
		入札者の自己採点「1.2点」 発注者の審査「1.7点」	1.2		
	主任(監理)技術者の保有 する資格	該当する資格の保有期間が5年未満	0.7	0.5	0.5
		上記以外	0.0		
	保有資格の継続教育 (CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.5	0.5	0.5
		上記以外	0.0		
	安全衛生教育の取り組み 状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している	0.6	0.4	0.4
職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している		0.4			
上記以外		0.0			
加算点小計			4.5	3.6	3.0
地 域 ・ 社 会 貢 献	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.5	0.4	0.4
		なし	0.0		
	労働安全衛生の取り組み 状況	入札者の自己採点が発注者の配点基準を上回っている場合「0点」	0.5	0.6	0.0 最終評価
		(審査を行わない入札者も含む)	0.0		
	環境負荷に対する取り組 みの有無		0.4	0.3	0.3
			0.3		
その他活動の実績の有無	入札者の自己採点「0.6点」 配点の上限値「0.5点」	0.3	0.3	0.3	
	最終評価「0点」	0.0			
加算点小計			1.7	1.5	1.0
加算点合計			10.0	8.5	5.7

審査後の得点で再計算を行い、評価値が1位であることの確認を行う。
 2位の者と順位が入れ替われば、新たに1位となった者の自己採点表の審査を行う。
 なお、1位の者が2者以上となる場合は、くじにより決定します。

V：その他

1. 技術資料の虚偽記載等

総合評価落札方式においては、提出される技術資料は落札者決定の要素のひとつであり、競争入札の公平性が担保される必要があります。そのため、技術資料の虚偽記載があった場合は、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う場合があります。

2. 提案項目の履行義務

提案項目における技術提案または施工計画は落札者決定要素のひとつであり、競争入札の公平性を確保するため、落札者は技術提案または施工計画に基づき施工しなければなりません。

3. 提案項目不履行時のペナルティ

簡易型の技術提案で、加点された提案内容を履行できなかった場合は、1 提案につき2点を工事成績評定から減点します。ただし、現場条件等が著しく変わり履行することが困難となった場合は、この限りではありません。

4. 総合評価落札方式による一般競争入札に関わる事項の公表

総合評価落札方式における手続きの透明性・公平性を確保するために入札公告により落札者決定基準等を明らかにし、落札結果とともに技術評価点及び評価値を公表します。

5. 入札参加者への評価内容の通知（自己採点方式を採用した案件は除く）

- ・提案項目及び企業評価項目の評価内容については落札者決定後、入札参加者に対し書面により通知します。
 - ・技術資料の内容が欠格要件に該当する場合や入札を辞退した場合は通知しません。
 - ・通知された内容について説明を求める場合は、原則、通知日から2週間以内であれば説明いたします。
- ※提案項目については、採否の理由説明は行いません。

VI：資料編

技術資料様式

(土木一式工事)

自己採点表

工事名： _____

会社名： _____

自己採点（応札者）欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

	評価項目	評価基準	配点	自己採点 (応札者)	評価結果 (発注者)
企業 の 施 工 能 力	同種工事の施工実績	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0		
		宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6		
		上記以外	0.0		
	過去3年度の工事成績評 定点の平均値	80点以上	1.7		
		77.5点以上 80点未満	1.4		
		75点以上 77.5点未満	1.1		
		72.5点以上 75点未満	0.8		
		70点以上 72.5点未満	0.5		
		未受注及び70点未満	0.0		
	品質管理に対する取組 み	ISO9001 認証取得あり	0.5		
		なし	0.0		
	過去5年度の宇佐市優良 建設工事等表彰の有無	表彰あり	0.6		
		なし	0.0		
指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間にない	0.0			
	指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間にある	-0.5			
加算点小計			3.8		
企業 評 価 項 目	過去一定期間内の主任 (監理)技術者又は現場代 理人としての同種工事の 施工経験の有無	宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0		
		宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6		
		上記以外	0.0		
	過去5年度の工事成績評 定点の最高点(現場代理 人も評価対象)	80点以上	1.7		
		77.5点以上 80点未満	1.2		
		75点以上 77.5点未満	0.7		
		上記以外	0.0		
	主任(監理)技術者の保有 する資格	該当する資格の保有期間が5年以上	0.7		
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.5		
		上記以外	0.0		
	保有資格の継続教育 (CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.5		
		上記以外	0.0		
	安全衛生教育の取組み 状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講 習を受講している	0.6		
職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理 講習を受講している		0.4			
上記以外		0.0			
加算点小計			4.5		
地 域 ・ 社 会 貢 獻	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.5		
		なし	0.0		
	労働安全衛生の取組み 状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講 している	0.5		
		上記以外	0.0		
	環境負荷に対する取組 みの有無	ISO14001 の認証取得あり	0.4		
		エコアクション21 の認証取得あり	0.3		
	その他活動の実績の有無	なし	0.0		
実績あり		0.3			
加算点小計			1.7		
加算点合計			10.0		

自己採点表

工事名： _____

会社名： _____

自己採点（応札者）欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

		評価項目	評価基準	配点	自己採点 (応札者)	評価結果 (発注者)
企業 の 施 工 能 力	同種工事の施工実績		宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0		
			宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6		
			上記以外	0.0		
	過去3年度の工事成績 評価点の平均値		80点以上	1.7		
			77.5点以上 80点未満	1.4		
			75点以上 77.5点未満	1.1		
			72.5点以上 75点未満	0.8		
			70点以上 72.5点未満	0.5		
			未受注及び70点未満	0.0		
			品質管理に対する取 り組み			
	なし	0.0				
	過去5年度の宇佐市 優良建設工事等表彰 の有無		表彰あり	0.6		
			なし	0.0		
	指名停止の有無 (減点対象期間の採用)		指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間にない	0.0		
			指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間にある	-0.5		
加算点小計				3.8		
企業 評 価 項 目	過去一定期間内の主任 (監理)技術者又は現場 代理人としての同 種工事の施工経験の 有無		宇佐市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	1.0		
			宇佐市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.6		
			上記以外	0.0		
	過去5年度の工事成績 評価点の最高点(現 場代理人も評価対象)		80点以上	1.7		
			77.5点以上 80点未満	1.2		
			75点以上 77.5点未満	0.7		
			上記以外	0.0		
	主任(監理)技術者の保 有する資格		該当する資格の保有期間が5年以上	0.7		
			該当する資格の保有期間が5年未満	0.5		
			上記以外	0.0		
	保有資格の継続教育 (CPD)の取り組み状 況		保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.5		
			上記以外	0.0		
	安全衛生教育の取り 組み状況		職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している	0.6		
			職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している	0.4		
			上記以外	0.0		
加算点小計				4.5		
地 域 ・ 社 会 貢 献	災害時の活動体制の 有無		防災協定あり	0.5		
			なし	0.0		
	労働安全衛生の取り 組み状況		総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	0.5		
			上記以外	0.0		
	環境負荷に対する取 り組みの有無		ISO14001の認証取得あり	0.4		
			エコアクション21の認証取得あり	0.3		
	その他活動の実績の 有無		実績あり	0.3		
			なし	0.0		
加算点小計				1.7		
加算点合計				10.0		

「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」(その1)

- ・現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表
- ・発注業種に応じた「●」印がある資格を保有していた場合のみ評価対象となる。(業種は主な業種の抜粋)
- ・配置予定技術者の能力のうち、「同種工事の施工経験の有無」「工事成績評定点の最高点」に関する補足資料

建設業の種類	土木一式工	とび・土	ほ装工事	鋼構造物工	しゅんせつ	造園工事	建築一式工
	事	工・コンクリ		事	工事		事
国家資格							
監理技術者資格	●	●	●	●	●	●	●
一級土木施工管理技士	●	●	●	●	●		
一級建設機械施工技士	●	●	●				
一級建築施工管理技士		●		●			●
一級電気工事施工管理技士							
一級電気通信工事施工管理技士							
一級管工事施工管理技士							
一級造園施工管理技士						●	
一級建築士				●			●
技術士 建設(「鋼構造及びコンクリ」以外)	●	●	●		●	●	
技術士 総合技術監理:建設(「鋼構造及びコンクリ」以外)	●	●	●		●	●	
技術士 建設「鋼構造及びコンクリ」	●	●	●	●	●	●	
技術士 総合技術監理 建設(「鋼構造及びコンクリ」)	●	●	●	●	●	●	
技術士 農業「農業土木」	●	●					
技術士 総合技術監理「農業土木」	●	●					
技術士 電気電子※選択科目は問わない							
技術士 総合技術監理「電気電子」※選択科目は問わない							
技術士 機械(「流体力学」と「熱工学」以外)							
技術士 総合技術監理:機械(「流体力学」と「熱工学」以外)							
技術士 機械「流体力学」又は「熱工学」							
技術士 総合技術監理:「流体力学」又は「熱工学」							
技術士 上下水道(「上水道及び工業用水道」以外)							
技術士 総合技術監理:上下水道(「上水道及び工業用水道」以外)							
技術士 上下水道「上水道及び工業用水道」							
技術士 総合技術監理:「上水道及び工業用水道」							
技術士 水産「水産土木」	●	●			●		
技術士 総合技術監理「水産土木」	●	●			●		
技術士 森林「林業」						●	
技術士 総合技術監理「林業」						●	
技術士 森林「森林土木」	●	●				●	
技術士 総合技術監理「森林土木」	●	●				●	
技術士 衛生工学(「水質管理」と「廃棄物管理」以外)							
技術士 総合技術監理:衛生工学(「水質管理」と「廃棄物管理」以外)							
技術士 衛生工学「水質管理」							
技術士 総合技術監理「水質管理」							
技術士 衛生工学「廃棄物管理」							
技術士 総合技術監理「廃棄物管理」							

「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」(その2)

- ・現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表
- ・発注業種に応じた「●」印がある資格を保有していた場合のみ評価対象となる。(業種は主な業種の抜粋)
- ・配置予定技術者の能力のうち、「同種工事の施工経験の有無」「工事成績評定点の最高点」に関する補足資料

建設業の種類	電気工事	管工事	電気通信 工事	機械器具 設置工事	塗装工事	防水工事	消防施設 工事	解体工事
	国家資格							
監理技術者資格	●	●	●	●	●	●	●	●
一級土木施工管理技士					●			●
一級建設機械施工技士								
一級建築施工管理技士					●	●		●
一級電気工事施工管理技士	●							
一級電気通信工事施工管理技士			●					
一級管工事施工管理技士		●						
一級造園施工管理技士								
一級建築士								
技術士 建設(「鋼構造及びコンクリート」以外)	●							●
技術士 総合技術監理:建設(「鋼構造及びコンクリート」以外)	●							●
技術士 建設「鋼構造及びコンクリート」	●							●
技術士 総合技術監理 建設(「鋼構造及びコンクリート」)	●							●
技術士 農業「農業土木」								
技術士 総合技術監理「農業土木」								
技術士 電気電子※選択科目は問わない	●		●					
技術士 総合技術監理「電気電子」※選択科目は問わない	●		●					
技術士 機械(「流体力学」と「熱工学」以外)				●				
技術士 総合技術監理:機械(「流体力学」と「熱工学」以外)				●				
技術士 機械「流体力学」又は「熱工学」		●		●				
技術士 総合技術監理:「流体力学」又は「熱工学」		●		●				
技術士 上下水道(「上水道及び工業用水道」以外)		●						
技術士 総合技術監理:上下水道(「上水道及び工業用水道」以外)		●						
技術士 上下水道「上水道及び工業用水道」		●						
技術士 総合技術監理:「上水道及び工業用水道」		●						
技術士 水産「水産土木」								
技術士 総合技術監理「水産土木」								
技術士 森林「林業」								
技術士 総合技術監理「林業」								
技術士 森林「森林土木」								
技術士 総合技術監理「森林土木」								
技術士 衛生工学(「水質管理」と「廃棄物管理」以外)		●						
技術士 総合技術監理:衛生工学(「水質管理」と「廃棄物管理」以外)		●						
技術士 衛生工学「水質管理」		●						
技術士 総合技術監理「水質管理」		●						
技術士 衛生工学「廃棄物管理」		●						
技術士 総合技術監理「廃棄物管理」		●						

総合評価落札方式 Q&A

(1) 技術提案および施工計画に関するもの

<問>採点はどのようにするのですか？

<答>簡易型は1～2つの評価項目を選定し、それぞれに施工上の課題を設定しますが、ひとつの評価項目に対して最大5個までの提案ができます。優れた提案（一般的でない提案）であれば評価し、ひとつにつき1点を加算する方式とします。5個すべてが評価されれば5点となり、1～2項目×5点で5点または10点満点となります。

<問>技術提案と施工計画の違いは何ですか？

<答>簡易型については、技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事を対象としているため、課題に対する施工上の工夫等に係る優れた技術提案を求めています。

<問>提案内容がオーバースペックの場合でも評価しますか？

<答>評価しません。

<問>どのような場合がオーバースペックになりますか？

<答>資材や製品等が、設計図書等で指定した仕様以上の過剰な性能を有する場合は。

<問>提案内容の履行確認はどのように行いますか？

<答>簡易型は、監督員が着工前に施工計画書により履行のための手順や方法を確認し、計画通り履行されているかを確認します。

<問>提案内容が履行されなかった場合、ペナルティがありますか？

<答>簡易型は、加点された提案内容が履行できなかった場合はペナルティとして1提案につき2点を工事成績評定点から減点します。

<問>現場状況等が変わり、提案内容が履行できない場合もペナルティが課せられますか？

<答>履行できなかった原因が、施工者の責によるものでない場合はペナルティを課しません。

<問>簡易型について、評価されず加点されなかった提案内容も全て履行しなければなりませんか？

<答>履行義務はありません。ただし、提案内容が、共通仕様書や特記仕様書に記載されている内容であることにより評価されなかった場合は、履行しなければなりません。また、加点評価されなかった提案内容を実施するか否かは、受注者が選択できます。ただし、宇佐市市監督職員が、履行することで不利益または不都合が生じる可能性があると判断することも考えられますので、履行にあたっては監督員の指示に従ってください。

(2) 企業の施工能力に関するもの

<問>当該年度契約状況における当該年度契約額とはどのように設定されていますか？

<答>対象年度において、宇佐市（行財政経営課）で入札を実施した設計金額が130万円を超える工事の契約額が対象となります。

<問>当該年度契約状況における当該年度契約額について、技術資料提出後から提出期限までの間に開札が行われた工事の取扱いはどうなりますか？

<答>技術資料提出期限日までに落札者決定通知を受けた工事について、当該年度契約額の対象となり、評価において反映されます。その際、再度の資料提出は不要とします。

<問>「同種工事」とはどのように設定されていますか？

<答>同種工事の扱いについては、本ガイドライン8ページの「同種工事の施工実績の有無」に記載しています。規模等の詳細については、公告文をご覧ください。

<問>「同種工事の施工実績の有無」で、工事名称が求める同種工事そのものであれば契約書の写しでもかまわないですか？

<答>工事名称が同一であっても内容が伴わない場合がありますので、工事内容がわかる資料が必要となります。

<答>CORINSや契約書の写しを提出してください。ただし、施工内容や施工規模等が判断できるものでなければ評価しません。

<問>「同種工事の施工実績の有無」は対象期間以前に契約締結をし、対象期間内に完成した工事は該当しますか？

<答>契約締結日が対象期間内でなければ該当しません。

<問>「工事成績評定点の平均値」は3月に検査を受け、4月に通知を受けた場合、どちらの年度が対象になりますか？

<答>検査を受けた日の年度が対象となります。

<問>「工事成績評定点の平均値」は当社が施工した全ての工事が対象となりますか？

<答>業種別の評定点が対象となります。例えば、対象案件業種が土木一式の場合、舗装工事や建築一式工事の評定点は該当しません。

<問> 工事成績評定通知書を紛失して点数がわからないのですが、再発行はできますか？

<答> 行財政経営課で通知書の写しをお渡しできます。企業関係者であるかの確認を要しますので、お問い合わせください。

<問> 工事成績評定点を誤った点数で提出してしまいました。どうなりますか？

<答> 企業にとって不利な評価となる場合があります。詳しくは本ガイドライン9ページの「工事成績評定点の平均値」をご覧ください。

<問> 成績評定は国や他の地方公共団体のものでもよいですか？

<答> 工事成績評定点は宇佐市（宇佐市水道事業は除く）発注のものが対象です。

<問> ISO9001で対象となる認定範囲はありますか？

<答> 認定範囲の対象はありません。

<問> 指名停止期間による減点評価はどうなりますか？

<答> ・開札予定日が減点対象期間にある場合は対象となります。

・通知年月日ではなく、減点対象期間により判断します。

・開札予定日と減点対象期間の末日が同日の場合は、減点対象となります。

<問> 平成30年度から解体業で登録しましたが、当該年度契約状況、同種工事の施工実績及び工事成績評定点の取り扱いはどうなりますか？

<答> 平成29年度以前にとび・土工・コンクリートの登録で、解体工事を行った工事は対象となります。

（3）配置予定技術者の能力に関するもの

<問> 現場代理人の経験は、技術者の経験として該当しますか？

<答> 該当します。現場代理人としての施工経験は、当該業種（工種）に応じた資格を有していた場合のみを評価対象とします。

<問> 過去の同種工事において、現場代理人として従事中（工期途中）に当該業種（工種）に応じた資格を取得した場合、技術者の経験として該当しますか？

<答> 該当しません。現場代理人としての施工経験は、過去の同種工事において当該業種（工種）に応じた資格を契約時から有していた場合にのみ評価対象とします。

<問> 担当技術者として配置された場合も経験として該当しますか？

<答> 該当します。

<問>担当技術者として配置された場合の成績評定は該当しますか？

<答>該当しません。

<問>配置予定技術者の経験と企業の実績は同一工事でもよいのですか？

<答>同一工事でも認めます。

<問>上記の場合において、添付書類は兼ねることができますか？

<答>兼ねることができます。

<問>「同種工事の施工経験の有無」と「工事成績評定点の最高点」は配置予定技術者が別の企業に在籍中の経験は対象としますか？

<答>対象とします。

<問>配置予定技術者が別の企業に在籍時の成績評定点を調べることはできますか？

<答>工事成績評定点は他の会社の方には教えることはできません。配置予定技術者本人が、工事の関係者であったことが確認できた場合（CORINS等により）で、本人であることの確認ができる場合は評価点を開示しますのでお問い合わせください。

<問>成績評定は国や地方公共団体のものでもよいですか？

<答>工事成績評定点は宇佐市（宇佐市水道事業を除く）発注のものが対象です。

<問>宇佐市（行財政経営課）で発注し契約を締結した工事で、宇佐市水道事業に契約が移り宇佐市水道事業で検査を実施した工事成績評定点の取り扱いはどうなりますか？

<答>宇佐市水道事業で完成検査を実施した工事成績評定点は対象となりません。

<問>配置予定技術者の同種工事の経験は、JVでの工事でも対象となりますか？

<答>代表構成員、その他構成員ともに対象となります。

<問>平成30年度から解体業で登録しましたが、同種工事の施工経験及び工事成績評定点の取り組みはどうなりますか？

<答>平成29年度以前にとび・土工・コンクリートの登録で、解体工事を行った工事は対象となります。

（４）地域・社会貢献に関するもの

<問>防災協定の証明書は県の様式でよいですか？

<答>宇佐市の様式で提出してください。

<問>防災協定の相手が国土交通省、大分県住宅供給公社でも評価しますか？

<答>評価しません。

宇佐市が現在協定を結んでいるのは以下の協定です。

①社団法人大分県建設業協会宇佐支部

- ・災害時等における緊急対応作業に関する協定

<問>ISO14001で対象となる認定範囲はありますか？

<答>認定範囲は問いません。

<問>リスクアセスメント講習を受講した者が社員である証明は健康保険証のみですか？

<答>健康保険証のみとします。

(5) 自己採点方式に関するもの

<問>同日に複数の総合評価方式に係る自己採点方式での開札があった場合に落札制限はありますか？

<答>同日に複数の自己採点方式での開札があった場合は、案件毎に落札者を決定します。入札参加者が複数の最高評価値となった場合は、案件毎に審査を行い落札者となった時点で、以後の案件で落札者となることができない場合がありますので、詳しくは公告文を確認してください。

(6) その他事項に関するもの

<問>技術資料について不足や不備があった場合、企業側に電話連絡で確認してもらえますか？

<答>総合評価落札方式に対する書類の不足に対しては個々に連絡はしません。提出された書類で確認できる範囲で評価し、確認できない部分については評価しません。

<問>落札決定後、技術評価点に対して疑義や質問がある場合にはどのようにしたらよいですか？

<答>応札者に評価内容を書面により通知しますので、説明を受けたい場合は通知日から2週間以内に請求してください。なお、自己採点方式においては、審査結果の通知又は自己採点の添削は書面による請求があった場合のみ通知しますので、説明を受けたい場合は通知日から2週間以内に請求してください。

<問>評価内容は応札者全員に通知してくれるのですか？

<答>技術資料の内容が欠格要件に該当する場合や配置予定技術者を配置できなくなった場合は評価しませんので通知を行いません。

<問>提出した技術資料の間違いに気付いた時は、訂正が可能ですか？

<答>技術資料提出期限内であれば差替えができます。ただし、電子入札システムでの再提出ができませんので、紙媒体により持参又は郵送してください。

<問>宇佐市の技術資料の様式はどこで入手できますか？

<答>入札情報サービスで、工事ごとに添付書類をダウンロードできますのでご覧ください。

<問>技術資料の内容が欠格要件に該当するのはどのような場合ですか？また、どのように取り扱いますか？

<答>技術資料の内容が欠格要件となるのは、表紙（別記様式1）、技術提案（技術資料様式2-1）または施工計画（技術資料様式2-2）の様式が添付されていない場合（未記入の場合を含む）、自己採点表が未提出の場合、競争参加資格を満たしていないこととして入札を無効として取り扱います。

参考

宇佐市総合評価落札方式実施要領

平成 19 年 11 月 1 日
契約第 1101002 号

改正 令和 2 年 6 月 1 日行経第 0601004 号

(趣旨)

第 1 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 号に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、契約の相手方を決定する場合の手續に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第 2 総合評価落札方式により入札を行う建設工事は、一般競争入札の対象となる建設工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札に参加しようとする者の施工計画、施工能力及び配置予定技術者の能力等と入札価格を総合的に評価することが適当と認められる建設工事
- (2) その他必要と認める建設工事

2 前項の規定により総合評価落札方式の対象とする建設工事は、宇佐市建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

(評価方式)

第 3 条 総合評価落札方式の実施に当たっては、対象工事の規模および技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。

(1) 特別簡易型（施工実績等評価タイプ）

簡易型より、さらに簡易な総合評価で、対象とする工事は技術的な工夫の余地が小さく、小規模または維持的な工事を対象とし、施工の確実性を確認するために、同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

(2) 簡易型（施工計画等評価タイプ）

技術的な工夫の余地が小さい工事について、施工の確実性を確認するために、簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

(入札公告)

第 4 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用した一般競争入札である旨
- (2) 落札者決定基準に関する事項
- (3) その他総合評価落札方式を適用するために必要な事項

(総合評価審査員の意見聴取)

第 5 市長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に基づき、中立かつ公正な立場から意見を聴くため、宇佐市総合評価審査員（以下「審査員」という。）を置く。

2 審査員は 2 人以上とし、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 審査員の任期は 2 年とする。ただし、審査員が欠けた場合における補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査員は、再任されることができる。

5 市長が、特に必要と認めた場合については、前各項の規定にかかわらず入札案件ごとに、審査員を置くことができるものとする。

6 市長は、1 項の規定による意見の聴取において、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改め

て意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第6 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第7 第6の評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に留意して、指名委員会の審議を経て定めなければならない。

- (1) 評価項目 当該建設工事の目的及び内容により必要となる性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）に応じて設定する。
- (2) 得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定める。
- (3) 加算点 各評価項目の得点の合計を、10点から20点までの範囲において換算した数値とする。
- (4) 標準点 競争入札参加資格を満たす入札参加者に対し、標準点として100点を付与する。
- (5) 施工体制評価点 低入札価格調査基準価格以上の応札者に13点を加算する。

2 市長が、特に必要と認めた場合については、前項各号の規定にかかわらず、評価基準を定めることができるものとする。

(評価の方法)

第8 評価は、加算点と入札参加者の入札価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を基に得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

2 市長が、特に必要と認めた場合については、前項の規定にかかわらず、評価の方法を定めることができるものとする。

(評価値の算出)

第9 評価値の算出方法は、標準点・加算点・施工体制評価点を加えた数値（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除す除算方式とし、次の算式により算定したものとする。

算式

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格×1,000,000

評価値は小数点第5位までとし、小数点第6位を四捨五入。

2 市長が、特に必要と認めた場合については、前項の規定にかかわらず、評価値の算出をすることができるものとする。

(技術評価点の検討)

第10 第9に規定する技術評価点の適否について検討するため、事前に宇佐市総合評価落札方式技術検討委員会の審議に付すものとする。

2 市長が、特に必要と認めた場合については、前項の規定にかかわらず、技術評価点の検討をすることができるものとする。

(落札者の決定方法)

第11 契約担当者は、落札者を決定しようとするときは、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が宇佐市低入札価格調査実施要領（令和元年契管第0701002号）第4条に規定する基準価格未満であり、かつ、同要領第5条の失格基準価格以上である場合に、同要領第8条の規定による調査の上、宇佐市低入札価格調査委員会設置要領（令和元年度契管0701003号）第3条に規定する審議の結果履行可能とされること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札結果の公表)

第12 契約担当者は、落札者を決定したときは、落札者に速やかにその旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第 13 総合評価の評価結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

(提案内容の履行の確保)

第 14 契約担当者は、落札者が提出した技術資料の内容について、その履行を確保するための措置及び履行ができなかった場合の措置について、あらかじめ設計図書に記載するものとする。

2 契約担当者は、落札者が提出した技術資料の内容が履行されなかった場合で、再度の施工が困難又は合理的でないと認めるときは、契約金額の減額、損害賠償請求、工事成績評定の減点等を行うことができるものとする。

3 契約担当者は、前項に掲げる事項を入札公告及び契約書に明記するものとする。

(その他)

第 15 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の日以後において最初に委嘱された委員の任期は、第 5 第 3 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

3 この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

4 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

参考

宇佐市総合評価落札方式技術検討委員会設置要領

平成 19 年 11 月 12 日

契約第 1112001 号

(設置)

第 1 宇佐市総合評価落札方式実施要領（平成 19 年契約第 1101002 号）の規定に基づき実施する総合評価落札方式の適切な執行を図るため、宇佐市総合評価落札方式技術検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 委員会は、次に掲げる事項を審議し、宇佐市建設工事等指名委員会に報告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の対象建設工事の選定に関すること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 入札参加者が提出した技術的要件に関する資料の評価に関すること。

(組織)

第 3 技術検討委員会は、次に掲げる職にある者のうちから市長が指名する者を委員として組織する。

- (1) 行財政経営課長
- (2) 行財政経営課契約総括
- (3) 行財政経営課検査総括
- (4) 対象建設工事を発注しようとする主管課及び事務受託課の長及び係長

(委員長、副委員長)

第 4 委員長は行財政経営課長の職にある者を、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(委員の責務)

第 6 委員は、公正かつ公平に業務を行わなければならない。

- 2 委員は、業務の遂行の過程において知り得た秘密、入札参加者からの提案に係る技術等を漏らしてはならない。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、総務部行財政経営課において処理する。

(その他)

第 8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日契約第 0401005 号）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日契約第 0401009 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

参考

宇佐市総合評価落札方式運用基準

平成22年度より建設工事における総合評価落札方式の運用に関し、次のように定める。

(1) 特別簡易型（施工実績等評価タイプ）

工 種	要 件
土木一式工事	予定価格4,000万円以上 ※
建築一式工事	予定価格6,000万円以上 ※

※ 上記のうち施工実績等を評価することが適当と認められる工事

(2) 簡易型（施工計画等評価タイプ）

工 種	要 件
土木一式工事	上記の案件から選定する ※
建築一式工事	

※ 施工計画、施行能力等技術的要件を総合的に評価することが適当と認められる工事

(3) 上記以外で施工計画、施行能力等技術的要件を総合的に評価することが適当と認められる工事

平成22年3月 入札制度検討委員会にて決定